

町制施行 60 周年記念

7月9日(土)・10日(日)に ふるさとまつり

主催：訓子府町産業観光振興協議会
 主管：第32回くねっぷ
 ふるさとまつり実行委員会
 事務局：役場農林商工課 (☎47-2116)

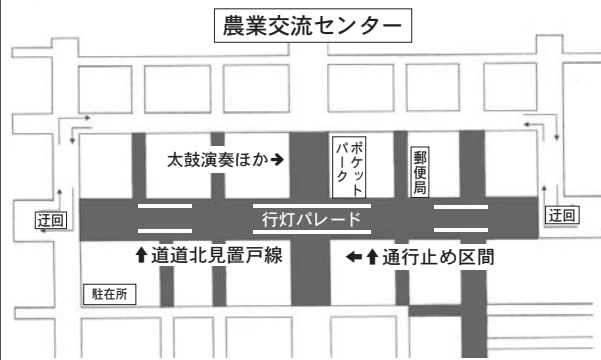


高知県・津野町 姉妹町締結 10周年記念「交流団がやってくる」 特産品の無料配布

時 間	行 事・内 容・会 場 など
17:00～20:45	前夜祭売店(担当：商工会・商店街協同組合) 会場：商店街ほか ビール・ジュース・焼き鳥ほか オープニング 太鼓演奏 会場：道道北見置戸線(ポケットパーク前交差点) 詳細 HIPHOP ダンス 会場：道道北見置戸線(ポケットパーク前交差点) 17:00～太鼓 訓子府音頭 会場：ポケットパーク前交差点 17:15～ダンス お楽しみ抽選会(担当：商工会・商店街協同組合) 会場：ポケットパーク前交差点 17:30～訓子府音頭 大道芸披露 会場：道道北見置戸線(ポケットパーク前交差点) 17:50～抽選会 ミニライブ 会場：道道北見置戸線(ポケットパーク前交差点) 18:50～大道芸 MAGENTA 会場：道道北見置戸線(ポケットパーク前交差点) 19:20～ライブ
17:00～19:45	行灯パレード(担当：事務局) 会場：訓子府機工前交差点(スタート)→農協スタンド(折り返し)→ →ポケットパークステージ(閉会式)
19:45～20:45	花火大会 打上場：常呂川河川敷地
7月9日(土)前夜祭	8:45～9:00 開会セレモニー 10日のイベントは、すべて末広多目的広場が会場です
7月10日(日)本祭	9:00～9:30 キャラクターショー(第1部) 子どもたちのヒーロー「ゴーカイジャー」登場
	9:30～10:30 魚つかみ大会(担当：青年4団体) 魚をつかみ景品をゲット(小学生以下、ぬれてもいい服装でご参加を)
	9:30～11:00 J A アトラクション(担当：青年4団体) 牛乳ロール大人の部(高校生以上の男女)・女性の部
	9:30～13:00 子どもコーナー(担当：青年4団体) フワフワトランポリン・ストラックアウト・スーパーボールすくい
	10:30～13:00 ミニS L 運行(担当：事務局) ①10:30～11:30②12:00～13:00
	11:00～11:50 吹奏楽演奏 オニオン吹奏楽団・訓中吹奏楽部
	11:50～12:20 キャラクターショー(第2部) 子どもたちのヒーロー「ゴーカイジャー」登場
13:00～14:30 歌と笑いのステージ(担当：事務局) STV ラジオ公開録音 ゲスト：ジェロ・我が家・波田陽区ほか	
14:30～	閉会式 もちまき大会 ステージからもちをまきます
9:30～14:30	売店 (各婦人団体・北見信金・JA・商工会会員など) 売店：焼きそば・おにぎり・おやき・いもだんご・アイス かき氷・ジュース・チョコバナナほか (焼き肉コーナー：生ビール・缶ジュース)

交通規制のお知らせ

ふるさとまつり前夜祭の9日(土)、道道北見置戸線を下図のとおり交通規制します。
 齊藤商店前交差点から治恵クリニック前交差点までの区間約600mが、16時45分から21時までの間、全面通行止めとなりますので、ご協力をお願いします。



後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますようお願いいたします。

☆平成23年度の保険料額につきましては、7月上旬に個別にお知らせしますので、ご確認ください☆
 保険料率、計算方法、軽減割合については平成22年度と変わりません。詳しくは保険料額決定通知書と一緒に送られる「後期高齢者医療制度保険料のお知らせ」をご参照ください。

■保険料のお支払い方法

※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます

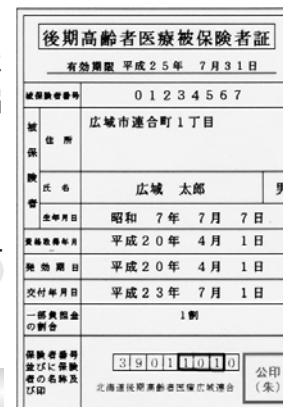
- 口座振替を希望される方は、役場福祉保健課医療給付係へお申し出ください。
 【お申し出の際に必要なもの～本人の保険証、預金通帳と届け印】
- 口座振替の取り扱い金融機関は、北見信用金庫訓子府支店、きたみらい農協訓子府支店、ゆうちょ銀行の3か所のみとなります。
- 「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。

■新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場福祉保健課医療給付係までお申し出ください。
- 今回から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

保険証の色は変わりません(黄色です)



■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。8月以降も減額認定証が必要な方は、下記の交付対象に該当することをご確認の上、役場福祉保健課医療給付係へ申請してください。
 ※有効期間が保険証と異なりますのでご注意ください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

減額認定証の色も変わりません(オレンジ色です)



■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)
 福祉保健課医療給付係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)